



結婚したお二人の新しい門出と 第3子以降の新生児の誕生を祝福します



結婚祝金・出産祝金制度がスタートしています。
詳細については、下記までお問い合わせください。

- 【申請窓口】 羅臼町役場企画振興課（お問い合わせ：TEL 87-2114）
【支給額】 結婚祝金・出産祝金共に、お祝金10万円
（うち5万円は、羅臼町商工会商品券で交付します。）
※祝金の支給には、申請が必要です。

次の条件を全て満たしている方が対象となります。

- 【結婚祝金】 ①夫婦あるいはどちらか一方が羅臼町に住所を有している方。
②婚姻届後、2ヶ月以内に羅臼町に住所を有し、夫婦共に定住する意思があること。
③羅臼町公民館等において、結婚祝賀会（出席者50名以上）を催していること。
④夫婦共に町税等の滞納がないこと。
⑤結婚祝金の申請期間は、婚姻届を提出されてから1年以内。
- 【出産祝金】 ①新生児（第3子以降）で、出生後最初の住民登録が羅臼町内に
なされ、父母等が養育・監護する子であり、かつ支給対象児と
同一世帯に住民登録があるもの。
②対象児と同居し、養育する者。
③羅臼町に居住し、引き続き羅臼町に住所を有する意思のある者。
④受給資格者及びその世帯員に町税等の滞納がないこと。
⑤出産祝金の申請期間は、対象児の誕生日から6ヶ月以内。



女性の健康相談

妊娠・出産・子育ての悩み、思春期や更年期の健康に関する悩みなど、女性の心身の健康に関する相談について、「女性の健康相談（予約制）」を開設します。

ご希望の方は、北海道中標津保健所までご連絡ください。

■日 時 毎月第2水曜日 13:00～15:00

■場 所 北海道中標津保健所2階診察室

■対 応 者 保健師

■申込期日 相談日前日まで

■申 込 先 北海道中標津保健所健康推進課健康支援係
TEL 0153-72-2168

■そ の 他 「女性の健康相談」以外でも、随時、保健師による電話・来所相談を実施しています。

平成29年度調理師試験のお知らせ

- 試験日時：平成29年8月29日（火）
午後1時30分から午後4時まで
- 試験地：釧路市
- 受験資格：学校教育法第57条に規定する者であって、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舍、学校、病院等の施設又は、食品衛生法施行令第35条第1号（飲食店営業）、第14号（魚介類販売業）、若しくは第32号（そうざい製造業）に掲げる営業において平成29年5月26日までに2年以上調理の業務に従事した者。
- 願書受付期間：平成29年5月15日（月）～5月26日（金）
- 提出書類：調理師試験受験願書、調理師受験者整理カード
- 受験手数料：6,900円（北海道収入証紙）
- 願書受付先・問い合わせ：北海道中標津保健所 電話 0153-72-2168

法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の 申告は便利なeLTAXで！

eLTAX（エルタックス＝地方税の電子申告）には、次のようなメリットがありますのでご利用ください。

- ◇インターネットで自宅やオフィスから申告ができます。
 - ◇複数の地方公共団体に対する申告をまとめてできます。
 - ◇利用者用ソフトで自動入力・自動計算など申告書作成をサポートします。
 - ◇eLTAXに対応した市販の会計ソフトからの送信も可能です。
- eLTAXの詳しい情報については次のホームページでご確認ください。

・eLTAX ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

（お問い合わせ先
北海道根室振興局税務課課税係 0153-24-5479）

☆あなたのまちづくり活動を応援します☆

例えば：町内会館修繕、スポーツイベント開催、商品開発研修など

事業名	補助率 (対象事業費の)	支援内容
○いきいき地域提案型事業	2分の1以内 ※地域より提案された事業の資材購入費は、全額補助します。	熱意のある街づくり活動や地域を活性化させるための事業を応援し、活動費や資材等の購入経費を支援します。
○地域産業活性化事業	2分の1以内	産業活性化に向けた人材育成や研修などを支援します。
	3分の2以内	個性的な産業振興事業や地域によりご提案された事業を支援します。

羅臼町には、まちづくりのための
各種支援制度があります。

【お問い合わせ先】 羅臼町役場まちづくり課 TEL 87-2162